

# こどもの権利に関する条例（仮称）制定に 向けた考え方について

令和6年10月21日

富山県厚生部こども家庭室こども政策課

# 条例制定に至る背景について

## 1 国等の動き

- 児童の権利に関する条約（平成6年4月22日批准）  
生命、生存及び発達に対する権利、こどもの最善の利益、こどもの意見の尊重、差別の禁止など
- こども基本法（令和5年4月1日施行）  
こども基本法及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容の国民への周知、こども等の意見の反映、こども施策に係る支援の体制整備など
- こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）  
こども・若者の最善の利益、こどもや若者の視点の重視、関係省庁・地方公共団体・民間団体等との連携重視など

## 2 県の実践

- 富山県こども総合サポートプラザの開設（令和7年4月）※参考資料8参照
- こども基本法等を踏まえた子育て支援・少子化対策に関する新たな基本計画の策定に向けた検討

→ こうした動きや取組みをさらに加速化させ、全てのこどもが将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すため、「こどもの権利に関する条例（仮称）」の制定に向けて検討することとした。

なお、既存条例（こどもの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例）が、子育て支援や少子化対策を中心に構成された条例であることから、新たに制定する条例は、こどもの権利の尊重・擁護に特化する条例とする。

# こどもの権利について

## 1 児童の権利に関する条約（2条、3条、6条）

- ・差別の禁止（差別がないこと）
- ・こどもの最善の利益（こどもにとって最も良いこと）
- ・生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

## 2 こども基本法（15条）

- ・こども基本法及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努める。

## 3 こども大綱（こども施策に関する基本的な方針①）

- ・こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。

# こどもの意見の反映について

## 1 児童の権利に関する条約（12条）

- ・ こどもの意見の尊重（こどもが意味のある参加ができること）

## 2 こども基本法（11条）

- ・ こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じる。

## 3 こども大綱（こども施策に関する基本的な方針②）

- ・ こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。

# 取組みの推進について

## 1 児童の権利に関する条約（4条）

- ・国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければならない。

## 2 こども基本法（12条）

- ・こども施策に係る支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずる。

## 3 こども大綱（こども施策に関する基本的な方針④⑥）

- ・全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- ・関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視

# 他県の条例（こどもの権利保障・擁護に特化した条例）の制定状況について

施行日	都道府県	条例の名称
H26.7.10	長野県	長野県の未来を担うこどもの支援に関する条例
R3.4.1	東京都	東京都こども基本条例
R4.3.29 (一部施行)	山梨県	やまなし子ども条例
R6.3.19	徳島県	徳島県こども未来応援条例

# 他県条例の構成について

内容		徳島県子ども未来応援条例 (R6. 3. 19施行)	やまな子ども条例 (R4. 3一部施行)	東京都子ども基本条例 (R3. 4施行)	長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例 (H26. 7施行)			
目的・定義・基本理念	1～3条	目的・定義・基本理念	1～3条	目的・定義・基本理念	1～3条			
責務、役割等			4条 県の責務		4条 県の役割			
			5条 保護者の役割		5条 保護者の役割			
			6条 学校関係者等の役割		6条 学校関係者等の役割			
			7条 事業者の役割		7条 事業者の役割			
			8条 県民の役割		8条 県民の役割			
			9条 市町村等との連携協力		9条 市町村等との連携協力			
子どもの支援の基本となる事項								
権利の尊重・擁護	6条	子どもの権利擁護		4条	子どもの権利			
	9条	子どもの権利の広報、啓発等及び社会的気運の醸成		12条	子どもの権利の広報・啓発			
意見の反映	4条	子どもの意見表明及び社会参加の促進並びに施策の情報提供等	17条	意見表明や参加の促進	10条	子どもの意見表明と施策への反映		
			19条	情報の提供				
取組みの推進	5条	子どもからの相談への対応	10条	社会参加の促進	5条	子どもにやさしい東京の実現	10条	相談体制の充実
	7条	子どもの居場所づくり	11・12条	相談体制の充実・相談機関の周知等	6条	子どもの安全安心の確保	11条	社会参加の促進
	8条	困難な状況の子ども及び子育て家庭への支援	13条	人権教育の充実	7条	子どもの遊び場、居場所づくり	12条	子どもが安心することができる場の整備
	10条	財政上の措置	14条	保護者に対する支援	8条	子どもの学び、成長への支援	13条	人権教育の充実
			15条	学校関係者等に対する支援	9条	子育て家庭、子どもに寄り添った多面的支援	14条	保護者に対する支援
			16条	関係機関への支援	11条	子どもの参加の促進	15条	学校関係者等に対する支援
			18条	子どもの居場所	13条	子どもからの相談への対応	16条	関係者による連携協力の推進
			20条	環境の保護等	14条	子どもの権利擁護	17条	相談機関の周知等
			21・22条	ヤングケアラーに対する支援	15・16条	子どもに関する計画の策定・体制の整備	18・19条	人権侵害の救済
			23・24条	権利侵害の救済	17条	財政上の措置	20条	施策の実施状況等の公表
			25条	推進体制と公表				

# 富山県こどもの権利に関する条例（仮称）構成（案）について

## 【新条例の考え方】

### 富山県こどもの権利に関する条例（仮称）

1 目的

2 定義

3 基本理念

4 責務・役割等

県の責務、市町村との連携協力  
保護者の役割  
学校関係者等の役割  
事業者の役割  
民間団体の役割  
県民の役割

5 こどもの支援の基本となる事項

# 1 目的について

## 【新条例の考え方】

- 基本理念を定め、県の責務等を明確化
- こども支援の基本となる事項を定め、こども施策を総合的に推進

 全てのこどもが権利を保障されながら、幸せに暮らし、健やかに成長できる社会を実現

## 【参考】

### ●長野県の未来を担うこどもの支援に関する条例

第1条 この条例は、子ども支援に関し、基本理念を定め、並びに県、保護者、学校関係者等、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、子ども支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、子ども支援のための施策を総合的に推進し、もって子どもの最善の利益を実現することを目的とする。

### ●やまなし子ども条例

第1条 この条例は、子どもの健やかな成長を支援し、及び子どもの権利を実現するための基本理念を定め、並びに県、保護者、学校関係者等、事業者及び県民の責務等を明らかにするとともに、子ども支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、子ども支援のための施策を総合的に推進し、もって子どもの最善の利益を実現することを目的とします。

### ●東京都こども基本条例

第1条 この条例は、こどもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び東京都(以下「都」という。)が取り組むべき施策の基本となる事項を定めることにより、こどもの健やかな成長に寄与することを目的とする。

## 2 定義について

### 【新条例の考え方】

- 「こども」とは、一定の年齢で必要な支援が途切れないう、「心身の発達の過程にある者」と定義（こども基本法と同趣旨）
- 支援の対象となるこどもの範囲は、支援ごとに規定

### 【参考】

#### ●こども基本法

第2条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

#### ●徳島県こども未来応援条例

第2条 この条例において「こども」とは、心身の発達過程にある者をいう。ただし、こどもに関する施策の実施に当たっては、必要に応じて施策の対象とする範囲を定めるものとする。

#### ●やまなし子ども条例

第2条 この条例において「子ども」とは、おおむね十八歳未満の者をいいます。

#### ●東京都こども基本条例

第2条 この条例において「こども」とは、十八歳に満たない者をいう。なお、こどもに関する施策の実施に当たっては、次条の基本理念の実現を図る観点から、必要に応じて施策の対象とする範囲を定めるものとする。

### 3 基本理念について

#### 【新条例の考え方】

- 個人として尊重され、基本的人権が保障されること
- 差別的取扱いを受けないようにするなど、こどもの有する権利を尊重し、擁護すること
- 適切に養育されること、生活を保障されることなど、福祉に係る権利が等しく保障されること
- 教育を受ける機会が等しく与えられること
- 年齢や発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会を確保すること
- 年齢や発達に応じて、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮すること
- こどもが心身ともに健やかに成長することができるよう、社会全体でこどもを支えるための取組を推進すること

## 【参考】基本理念について（こども基本法）

（基本理念）

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ③ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ④ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- ⑤ こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

## 4 責務・役割等について

主体	責務・役割
県の責務等	<ul style="list-style-type: none"><li>●地域における主体的かつ自主的なこどもの支援のための取組の尊重</li><li>●こどもの支援のための施策の策定・実施</li><li>●市町村との連携協力</li></ul>
保護者の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>●こどもの生活習慣の習得</li><li>●心身の健やかな成長</li></ul>
学校関係者等の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>●こどもの安全確保</li><li>●安心して学び育つ環境づくり</li></ul>
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>●雇用環境の整備</li></ul>
民間団体の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>●多様な学びや遊び、体験活動等の機会に接することができる居場所づくり</li></ul>
県民の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>●こども施策への理解</li><li>●こどもが安全に安心して生きていくことができる地域社会を実現するための主体的かつ自主的な取組</li></ul>

## 5 こどもの支援の基本となる事項について

- 1 こどもの権利の尊重・擁護、条例の趣旨・内容の県民への周知
- 2 相談体制の充実
- 3 こどもからの幅広い意見の施策への反映
- 4 こどもの視点に立った情報の提供
- 5 社会全体でこどもを支える取組みの推進
- 6 地域でこどもを支える環境づくり

# 今後のスケジュールについて（案）

10/21（月） 第1回有識者会議

10月下旬～11月下旬 意見聴取

- ・こども・若者
- ・こども県政モニター
- ・こども・若者支援関係団体
- ・市町村

11月下旬 第2回有識者会議

12月中旬～1月中旬 パブリックコメント（こども向け・大人向け）

R7. 2月上旬 第3回有識者会議

R7. 2月下旬 条例案を議会へ提案